



(有添付物)  
国海査第424号の2  
平成27年1月9日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関の  
認定の要件等を定める規則の制定について

船内騒音コード(IMO決議MSC.337(91))の強制化に伴い平成26年6月2日に船舶設備規程等の一部を改正する省令(国土交通省令第53号)が公布され、平成26年7月1日より施行され、対象となる船舶において船内騒音の測定が行われることとなりますが、船内騒音コードにおいては、測定者は測定機器を取り扱う知識を有し、船内騒音コードに定める手順に関する教育を受けた者であることが求められています。

これに伴い、船舶検査の際に活用する測定者の能力の確認を目的として、測定者の養成を行う講習実施機関の認定制度を創設し、認定するための要件及び手続き等を定めた規則を別紙のとおり制定することとしましたので、お知らせいたします。  
本規則は平成27年1月9日から施行します。



## 別紙

平成27年1月9日(国海査第424号) 制定

船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関の認定の要件等を定める規則

### 1. 目的

本規則は、船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習（以下「船内騒音測定者講習」という。）実施機関を認定するための要件及び手続き等を定めたものである。

### 2. 定義

本規則で使用する用語は、本基準で定めるもののほか関係法令及び船舶検査心得（平成10年2月4日海安第4号）及び船舶検査の方法（平成9年6月16日海安第40号）に定めるところによる。

### 3. 認定審査について

船内騒音測定者講習実施機関を認定するための審査は以下により行う。

#### (1) 申請書等の提出

認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、第一号様式の申請書の他、下記に示す資料を提出しなければならない。

ア) 申請者の概要（所在地、沿革、資本金、役員一覧（最終職歴を含む）、機構図、従業員数、所管官庁（営利法人を除く。）等、該当する場合にあっては、ISO9001、ISO17025等の品質管理システムの認証を受けている実績等も含む。）

イ) 申請者の講習会等実施の実績を示す資料（音響関連以外の分野も含めたその他講習会の開催実績。官公庁又は公的機関、外国政府等の認証を受けている場合は、認定書等の写しを添付すること。）

ウ) 船内騒音測定者講習に使用する施設（講習会場）の概要及び装置・機器の詳細リスト（講習会場を外部とする場合、講習用サウンドレベルメータ等を外部から貸借する場合等にあっては、その旨リストに記載すること。）

エ) 船内騒音測定者講習実施の為の手順を記載した書類及び品質管理のための書類（作業手順、作業の検証、記録及び報告、教育・訓練、試験機器の管理等について記載されているもの。）

オ) 船内騒音測定者講習に従事する講師等のリスト（氏名、資格、経歴等が記載されているもの。）及び講習内容の詳細を説明した書類

カ) 受講者の証明方法に関する手順等を記載した資料（受講証明書類等の発行を行うことを予定している場合にあっては、当該証明書の様式を添付すること。）

キ) その他、上記に定めるもののほか、検査測度課長が必要と認める資料

#### (2) 申請書等の提出先

(1) に定める申請書等は、検査測度課長に提出するものとする。

#### (3) 審査基準

(1) で提出された資料及び現地調査により、以下の項目に照らして申請者を認定することが適当か否か審査するものとする。現地調査については、船舶検査官又は関係職員（以下、「船舶検査官等」という。）により実施するものとする。

- ア) 船内騒音測定者講習を実施する機関としての中立性及び公平性は確保されていること。
- イ) 船内騒音測定者講習を適切に実施するために十分な施設及び装置・機器、参考図書を有していること。なお、講習会場や講習用サウンドレベルメータ等を外部から貸借する場合については、その手順等が明確にされていること。
- ウ) 船内騒音測定者講習に従事する講師等は、音響に関する基礎知識、船内騒音コードに規定された手順等に関し十分な知識を有していること。
- エ) 船内騒音測定者講習を適切に実施するための品質管理体制が構築されているか、又、適切に運用されていること。

#### 4. 認定等について

##### (1) 認定

検査測度課長は3. (3) に定める審査基準に適合していると認めるときは、申請者を船内騒音コード (IMO決議MSC. 337(91)) に基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関として認定するものとし、第二号様式に定める認定書を交付する。

##### (2) 認定の有効期間

認定の有効期間は、5年とする。

##### (3) 認定内容の変更について

認定を受けた者は、3. (1) により提出した書類の内容が変更となった場合は、遅滞無く検査測度課長に届け出るものとする。

また、検査測度課長が必要があると認めるときは、変更の認定を受けなければならない。

##### (4) 中間審査について

検査測度課長は、認定した時点から2年を経過し3年を経過するまでの間に、中間審査を実施し、認定を受けた者が3. (3) の審査基準に適合していることを確認するものとする。

##### (5) 認定の更新について

認定を受けた者は、認定の有効期間満了後も継続して認定を受けたい場合は、第三号様式の「更新認定申請書」に旧認定書を添えて検査測度課長あて申請するとともに、更新にかかる審査を受けなければならない。

審査により3. に掲げる基準への適合性が確認された場合は、検査速度課長は旧認定書に記載されている認定の有効期限の翌日から起算して5年を限度に、申請者に対して第二号様式に定める「認定書」を交付する。

#### 5. その他

##### (1) 報告徴収及び立入検査

検査測度課長は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対し、認定に関する事項について、報告を求め又は船舶検査官等と関係する事務所に立ち入らせることができる。

##### (2) 船内騒音測定者講習への立会い

検査測度課長は、必要があると認めるときは、船舶検査官等に船内騒音測定者講習に立ち会わせることができる。

(3) 国土交通省からの問い合わせへの対応

認定を受けた者は、国土交通省から船内騒音測定者講習に係る情報の提供を求められた場合は、試験成績書その他講習会の実施に係る情報を速やかに提供しなければならない。

(4) 認定の取り消し等

検査測度課長は、認定の有効期間中であっても、下記のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

ア) 3. (3) の審査基準に適合していないと認められるとき

イ) 4. (3) の届出を怠ったとき

ウ) 5. (1)、(2) 又は(3) が拒否されたとき

エ) 上記に定めるものの他、検査測度課長が認定を継続することが適当でないとき。

第一号様式

船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関  
として認定を受けるための申請書

年月日

国土交通省海事局検査測度課長 殿

申請者の名称  
及び住所 印

「船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関の認定の要件等を定める規則」（平成27年1月9日付け国海査第424号）に基づき、船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関として認定を受けたいので、同規則3.（1）の規定に従い申請します。

記

1. 認定を受けたい講習機関の名称及び住所
2. 添付資料の一覧\*

※記載事項が多い場合については、別紙として差し支えない。

## 船内騒音測定者講習実施機関認定書

機関の名称及び住所

代表者氏名

貴機関は、平成 27 年 1 月 9 日付け国海査第 424 号「船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関の認定の要件等を定める規則」に定める船内騒音測定者講習実施機関として認定する。

認定の範囲：船内騒音コード（IMO 決議 MSC. 337(91)）に基づく船内騒音測定者の養成に係る講習に限る。

認定書の有効期限：平成 年 月 日

平成 年 月 日

国土交通省 海事局 検査測度課長

※認定番号は会計年度毎に次の例により附す。 記載例) H27-1

年月日

船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関  
として認定を受けるための申請書（更新）

国土交通省海事局検査測度課長 殿

申請者の名称  
及び住所 印

「船内騒音コードに基づく船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関の認定の要件等を定める規則」（平成27年1月9日付け国海査第424号）に基づき、船内騒音測定者の養成に係る講習実施機関としての証明の更新を申請します。

記

1. 認定する機関の名称及び住所
2. 認定の有効期限  
平成 年 月 日
3. 前回の認定時からの変更事項の有無及び変更事項が有る場合はその概要\*  
※記載事項が多い場合については、別紙として差し支えない。